

27消安第2245号
平成27年7月17日

一般社団法人
日本青果物輸入安全推進協会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長



農林水産分野における個人情報保護に関するガイドラインの全部改正について

農林水産省では、農林水産省が所管する分野における事業者等が個人情報保護の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、農林水産関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年7月10日農林水産省告示第924号）」（以下「ガイドライン」という。）を策定しています。

昨年、民間企業において多数の個人情報が漏えいし、当該漏えいした個人情報を別の民間企業が取得する事案が発生しました。また、本年6月には、日本年金機構において、不正アクセスにより大量の個人情報が漏えいする事案が明らかになったところ です。

農林水産省では、今般、昨年の事案等を踏まえ、ガイドラインを改正したところで す。（別紙「主な改正事項」等参照）

ガイドラインにおいては、個人情報の適正な取得や情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置等、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の遵守を徹底するための具体的な措置について記述してあります。

貴団体におかれましては、上記のガイドラインの趣旨に鑑み、個人情報の適切な取扱いに万全を期すとともに、会員各社等を有する場合には、可能な限り、会員各社等 に対し、改正したガイドラインの内容及び今回の改正事項だけでなく、ガイドライン の記載事項全般にわたっての適切な対応等について周知徹底していただくようお願い いたします。